

原産地証明書の データ交換に伴うNACCSの 対応等について

(日インドネシアEPA)



2023年1月

財務省関税局

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



第1部 原産地証明書データ交換の取組について

1. 原産地証明書データ交換の取組の概要	3
2. 電子原産地証明書（e-CO）とは	4
3. 電子原産地証明書（e-CO）の取扱い	7
4. 今後の予定	8

第2部 N A C C S仕様説明

1. 電子原産地証明書海外連携の概要	1 0
2. 電子原産地証明書に係る N A C C S 業務仕様の概要	1 3
3. N A C C S 業務フロー	2 6
4. 対象業務一覧	3 2
5. その他	3 5
6. 開発スケジュール	3 7
7. お問い合わせ先	3 8

第1部

原産地証明書データ交換の 取組について

- 我が国締結のEPAの原産地証明手続：
自己申告制度を導入済みである一部のEPAを除き、第三者証明制度を採用
⇒紙原本の郵送によるリードタイムへの影響
- 産業界のニーズ：
EPAの利用が多いASEAN各国の税関当局におけるCOのPDFによる受理
及びCOのデータ交換への期待
- COデータ交換のメリット：
PDFによる受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であることやCOの真正性が確保
されることから、ASEAN域内国間においてはCOデータ交換実施済み

「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する。」

- 2021年から、インドネシア、タイ、ASEANとの協議を開始。
- データ交換に必要な項目や接続方法について国内関係省等とも協議を進め、必要な検証を経て早期のデータ交換開始を目指す。



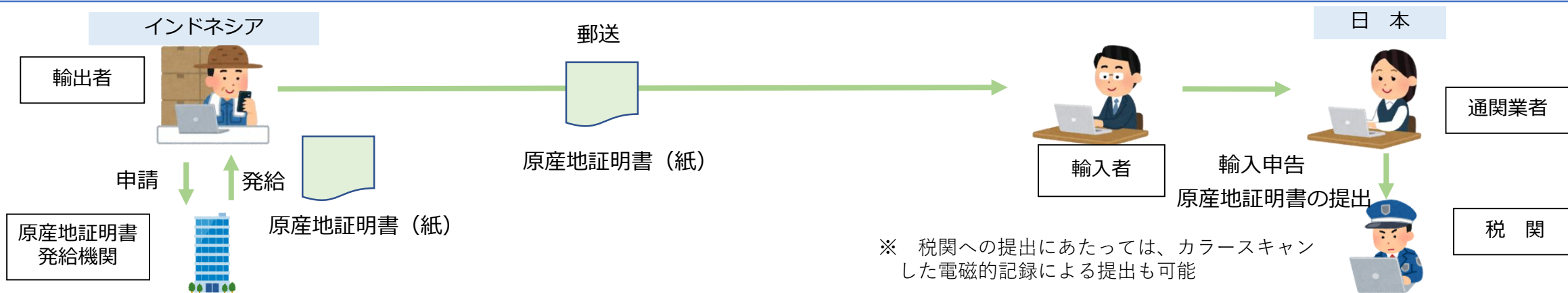
2. 電子原産地証明書（e-CO）とは

EPA税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続について、税関への輸入申告の際に、紙の原産地証明書の提出に代えて、輸出国発給機関からNACCSに直接送信される**原産地証明書のデータ（電子原産地証明書：e-CO）**を提出することが可能に

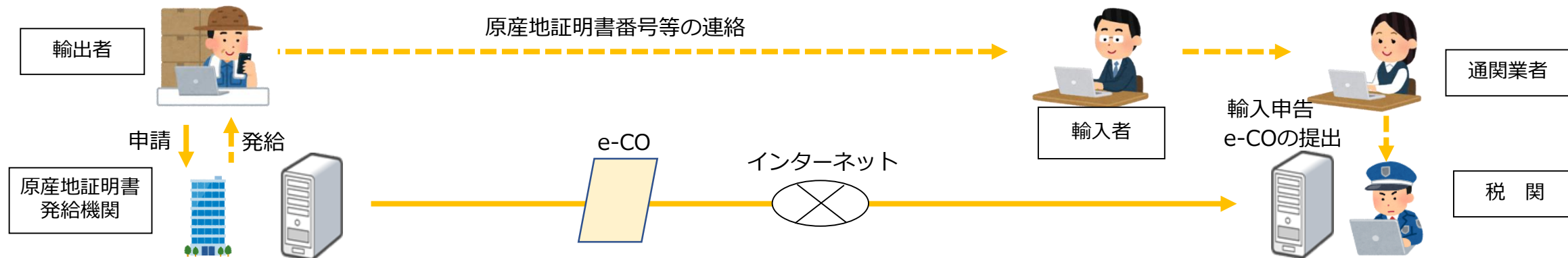
対象となるEPA

◆ **日インドネシアEPA**（令和5（2023）年4月よりパイロット運用を予定）

従来の原産地証明書



e-CO



e-COでは、原産地証明書の入手・提出が一層効率的になります。

- e-COでは、輸出国で発給された原産地証明書が、NACCSに直接送信されるため、**輸出入者等、事業者間における原産地証明書の受け渡しが一層効率的**になります。
- 輸入申告にあたり、**e-COのまま、税関に提出することが可能**になります。
（紙の原産地証明書のようにカラスキャンを行う必要はありません。）
- e-COは、輸出国発給機関からNACCSに直接送信されるため、**e-COの真正性が確保されています。**
- 原産地証明書に係る貨物を**分割通関する場合、e-COを用いて円滑に処理することが可能**になります。
（紙の原産地証明書を通関官署に取り回す必要がなくなります。）

その他、e-COでは、従来の紙で発給される原産地証明書と以下の点が異なります。

✓ 輸入申告前の原産地証明書の確認

紙の原産地証明書の場合

- 輸出者から郵送された原産地証明書の原本を確認

e-COの場合

- NACCSの原産地証明書情報内容照会（IOV）業務でe-COを確認（詳細は第2部で説明）

✓ 輸入申告時の提出方法

紙の原産地証明書の場合

- カラースキャンして申告添付登録（MSX）業務による提出も可能

e-COの場合

- 輸入申告に所定のデータ項目を入力することによりe-COを提出（詳細は第2部で説明）

✓ 真正性の確認

紙の原産地証明書の場合

- 発給機関の印章及び署名等により真正に発給されたものかどうかを確認

e-COの場合

- 発給機関システムから直接NACCSに送信されるため、真正性の確認は不要。なお、e-COに発給機関の印章・署名は付されません。

e-COは、これまでの紙の原産地証明書と同様、協定及び関税関係法令に規定する原産地証明書として扱われます。

✓e-COの税関への提出について

- 紙の原産地証明書と同様、EPA税率を適用しようとする貨物に係る輸入申告の際にe-COを税関に提出することとなります。
- e-COの内容について、紙の原産地証明書と同様、申告貨物との同一性（輸出入者、インボイス情報等）及び原産性（HS番号、特惠基準等）に関する不備がないか、輸入申告前に必ずご確認願います。

✓その他

- 紙の原産地証明書と同様、輸入申告で税関に提出したe-COについて、その控えを輸入者が保存する義務はありません。
- 税関は、e-COを利用して輸入された貨物についても、必要に応じて、EPAに基づく原産品であるか否かの確認（事後確認）を行います。
- 希望する場合には、従来どおり、紙の原産地証明書を輸入申告の際に提出することも可能です。
※2024/1/1より、インドネシア発給機関側は日本向けの輸出について、eC/Oの使用を義務化し紙の原産地証明書を廃止しております。具体的な取扱いは税関にお問い合わせください。

4. 今後の予定

e-COの実施に関する最新の情報は、税関HP・原産地規則ポータルからご確認ください。

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

- 令和5(2023)年4月：日インドネシアEPAにおけるe-COのパイロット運用開始（予定）

※ 今後も本ホームページに最新の情報を追加・更新していく予定です。

税関サイト ▶

原産地規則ポータル

▼ 本文へ | 文字サイズ 標準 拡大 |

お問合せ・ その他のリンク | サイトマップ | ENHANCED BY Google

原産地規則とは ▼ 協定・法令等 ▼ **原産地証明手続 ▼** 事前指示 ▼ 事後

原産地証明手続のページ

(第三者証明制度)

- 各原産地証明書の記載要領、記載事項の比較表
- 経済連携協定の通関手続について（EPAの原産地証明書発給機関一覧）
- GSPの原産地証明書発給機関一覧
- 原産地証明書のデータ交換について**

原産地証明書のデータ交換について

(最終更新 令和4年12月27日)

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の実施について

日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換について、2023年4月からのパイロット運用を経て、同年6月中を目途に運用が開始されることになりましたのでお知らせします。

原産地証明書のデータ交換が実施されると、EPA税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続において、紙の原産地証明書に代えて輸出国発給機関のシステムからNACCSに直接送信される原産地証明書のデータ（電子原産地証明書：e-CO）を提出することが可能となります。運用の詳細については今後、本HPにてお知らせします。

▶ [日インドネシア経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の実施について（令和4年12月）](#)
[PDF:505KB]

※日本からの輸出については経済産業省HPをご確認ください。
<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221227003/20221227003.html>

原産地証明書のデータ交換について

関税局・税関では、貿易に係るビジネス環境整備を目的として、2021年からタイ、インドネシア及びASEANとの間で輸出入国間のEPAの原産地証明書のデータ交換を実現するための協議を関係各省等と連携し

第2部

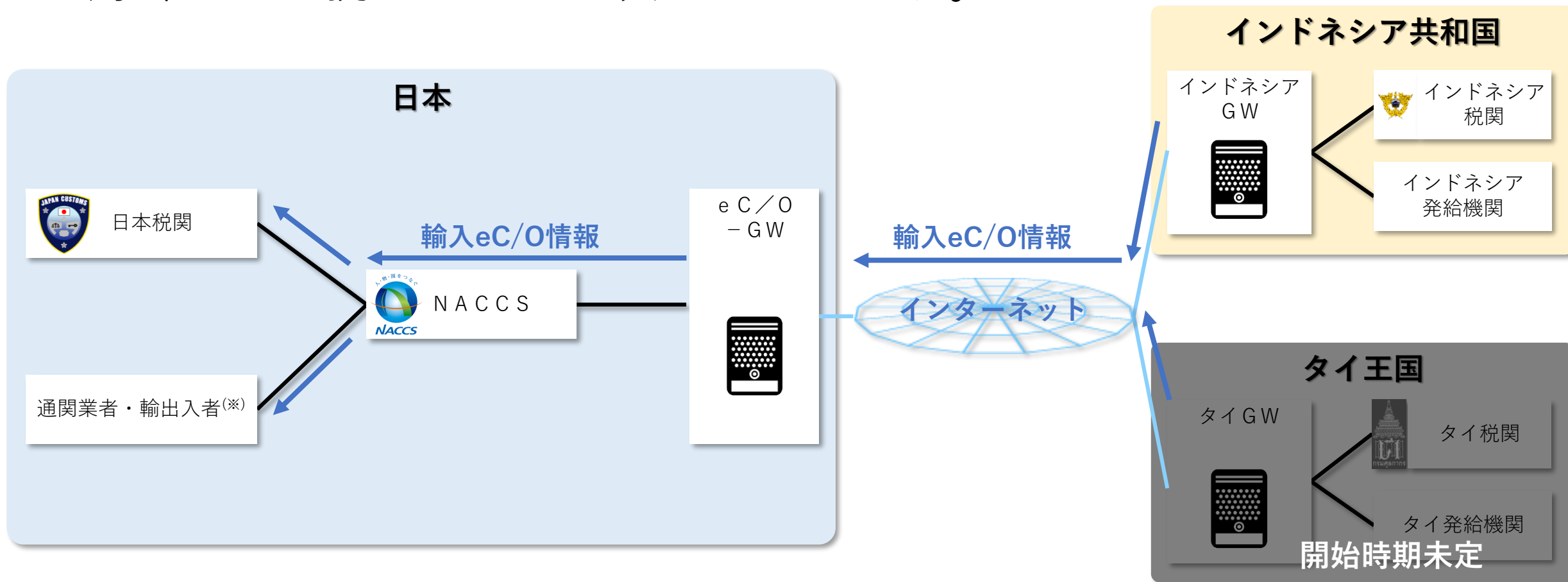
N A C C S 仕様説明

- ・ 日インドネシア E P A 及び 日タイ E P A (※) に係る電子原産地証明書（以下「e C / O」という）を N A C C S で利用可能となるよう機能構築しております。

(※) 日タイEPAについては開始時期未定です。

- ・ N A C C S を利用して
 - e C / O の内容を照会すること
 - e C / O を使用して輸入申告を行うこと
 - e C / O に対して内取り情報を登録することが可能となります。

- ・ 海外との連携イメージは次のとおりです。

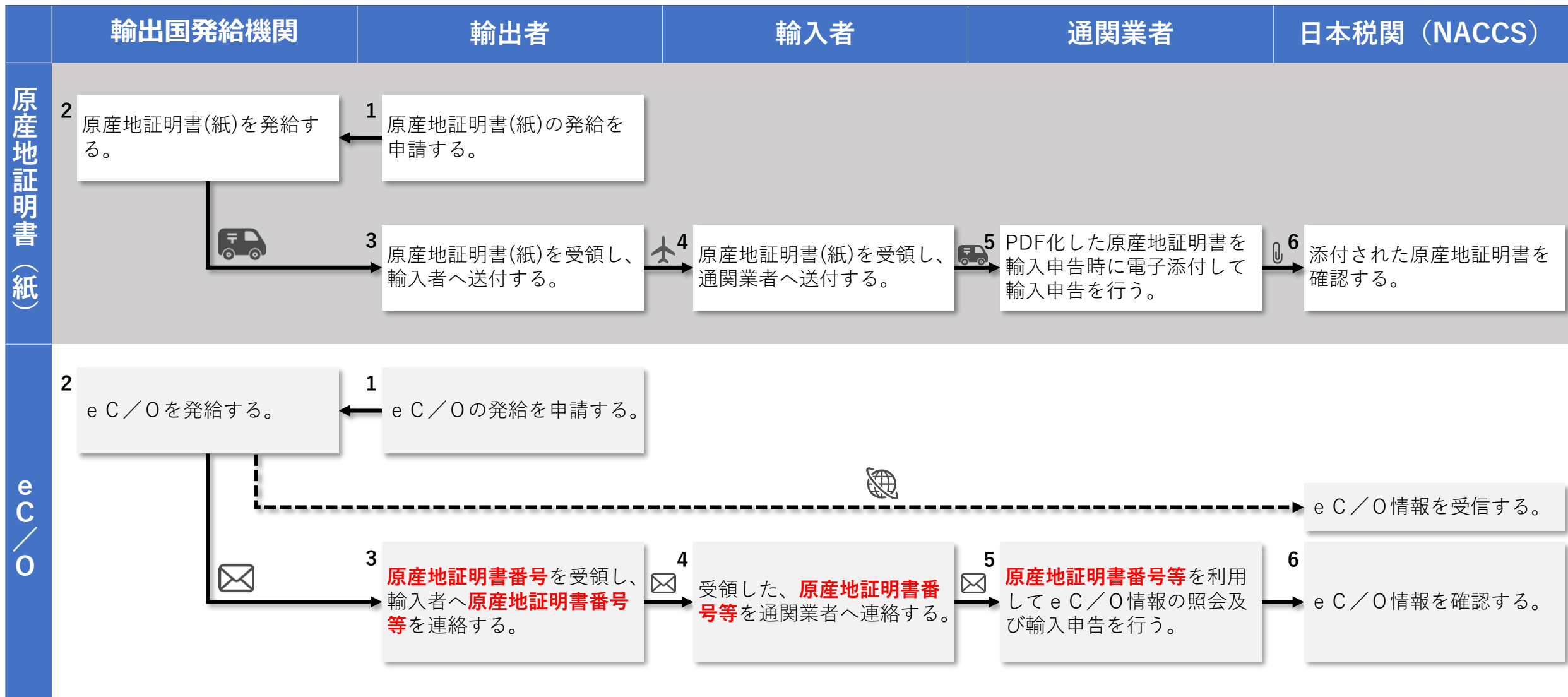


(※) (海外からの) 輸入eC/O情報をNACCSを使用して確認するためには、NACCSセンターと利用契約を締結する必要があります。

(※) (日本からの) 輸出eC/O情報はNACCSでは送受信いたしません。

1. 電子原産地証明書海外連携の概要

- e C / O 発給から N A C C S 連携までのイメージは次のとおりです。



- 日本（N A C C S）でe C / Oを使用する為には、以下の項目を輸出者様から入手してください。

原産地証明書番号 (以降「C / O番号」)

英数字記号で構成（例：「T」2022-000001」等）

e C / Oのキーとなる項目 (以降「e C / Oキー」)

原産地証明書に記載された「**1品目目のインボイス番号**(※)」

(※) 日インドネシアEPAにおける運用

Q 「e C／Oキー」とは何ですか。

**A 「e C／Oキー」とは、NACCSでe C／Oにアクセスするために必要となるキーのことです。
日インドネシアEPAについては、e C／Oキーとして、
e C／O情報における**

「1品目目のインボイス番号」

**（インボイス番号が1品目目に複数設定されている場合は、1番目のもの）
を使用します。**

Q 「e C／Oキー」は何故必要なのですか。

A 輸出国発給機関から払い出されるC／O番号は連続した番号体系である可能性が高く、C／O番号だけでe C／Oを利用可能とすると、誤って他の輸入者様のe C／Oを照会したり、輸入申告で利用したりすることが可能となってしまうためです。

- NACCSでは、以下のいずれかの入力でeC／O情報の照会や輸入申告(※)での使用が可能となります。

(※) 輸入申告での使用に一部制限があります。次頁以降をご覧ください。

パターン①

C／O番号

eC／Oキー

又は

パターン②

N－C／O番号

(英数字16桁)

「**N－C／O番号**」とはNACCSが
e C／O毎に払い出す**16桁の番号**です。

原産地証明書情報

協定名称 XXXXX

N－C／O番号 202209071234ABCD

C／O番号 TJ2022-000002

国コード XX

e C／Oキー XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

Exporter's name, address and country

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

Submission XXXXXX

Category Code

XXX XXX XXX XXX XXX

XXX XXX XXX XXX

Q 「N－C／O番号」を何故払い出すのですか。

A e C／Oには、C／O番号があるにもかかわらず、N－C／O番号を払い出す理由は以下のとおりです。

- ① N A C C S上でe C／O情報を管理するためには、ユニークであることが保証された1つの番号が必要であるため。
- ② C／O番号又はe C／Oキーが20桁を超える場合、「輸入申告事項登録（IDA）」業務で入力できなくなるため。
- ③ IDA業務で「C／O番号」と「e C／Oキー」を入力する場合は、2項目の入力が必要ですが、「N－C／O番号」を入力する場合は、1項目だけの入力となるため。

N - C / O 番号の使用に関する整理

輸入申告事項登録（I D A）業務

次の場合は必ず N - C / O 番号を使用する必要があります。

- ① C / O 番号が 2 0 桁を超える場合
- ② e C / O キーが 2 0 桁を超える場合
- ③ 輸入承認証番号等欄が足りなくなる場合

上記の場合以外は、N - C / O 番号を使用するか否かは自由です。

I D A 業務以外

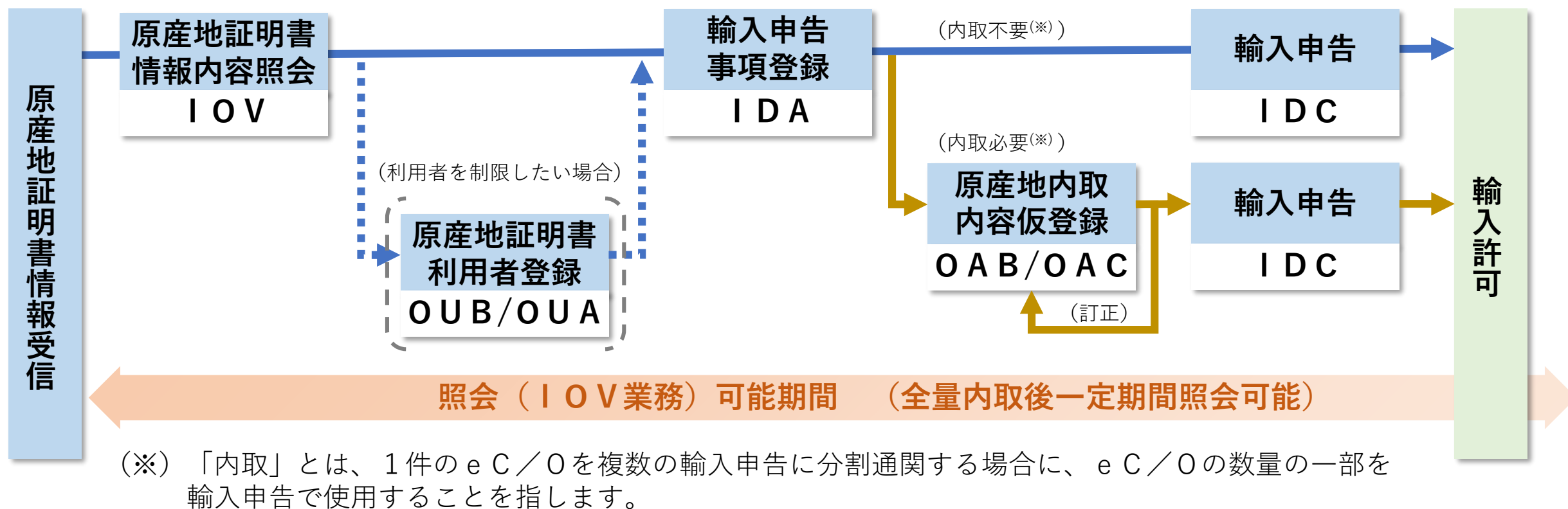
N - C / O 番号を使用するか否かは自由です。

Q 「N－C／O番号」はどこで確認するのですか。

**A 「原産地証明書情報内容照会（I O V）」業務で
e C／O情報を照会するか、または「原産地証明書利用
者登録呼出し（O U B）」業務にて利用者制限情報を
呼び出すことにより確認することができます。**

2. 電子原産地証明書に係る N A C C S 業務仕様の概要

- N A C C S で e C / O を使用する場合の基本的な業務フローは次のとおりです。



「原産地証明書情報内容照会（IOV）」業務の概要

- ・ **e C／O情報**、**内取り状況**及び**N－C／O番号**を確認することが可能です。また、帳票形式で出力することもできます。

照会区分 *

N－C／O番号 202209071234ABCD

C／O番号

e C／Oキー

国コード

申告等番号

欄番号

e C／O情報を照会するためには、以下のいずれかの入力を行います。

（最初は必ず「C／O番号」及び「e C／Oキー」で照会する必要があります。）

N－C／O番号

（英数字16桁）

又は

C／O番号

e C／Oキー

「原産地証明書情報内容照会（IOV）」業務の概要

IOV 原産地証明書情報内容照会

ファイル(F) 表示(V)

共通部 欄部

照会区分 ☐ N-C/O番号 C/O番号

eC/Oキー 国コード 申告等番号

協定 ステータス 総欄数

Exporter's name, address and country
(輸出者ID、輸出者名、輸出者住所)

Submission (提出日)

Category code (カテゴリコード)

Issuer Party/Code/Name (発給国コード、発給国名)

Origin Party/Code/Name
(原産国コード、原産国名)

Final destination Party/Code/Name
(最終仕向国コード、最終仕向国名)

Importer's name, address and country
(輸入者ID、輸入者名、輸入者住所)

Means of transport/Code/Name
(輸送手段コード、船名・便名)

Port of loading/Code/Name
(荷役港コード、船名・便名)

**原産地証明書情報
(共通部)**

IOV 原産地証明書情報内容照会

ファイル(F) 表示(V)

共通部 欄部

Item number (欄番号) HS code (HS番号) Number and kind of packages (梱包種類)

Itemised category code (品目カテゴリコード) Quantity (数量)

Gross weight (重量(グロス))

Preference criterion (特惠基準)

Description of goods (品名)

**原産地証明書情報
(欄部)**

内取り内容

残存量 内取方法

内取欄番号 申告等番号 輸入申告年月日 内取量 確認状態 申告官署 輸入許可年月日

備考

**内取り情報
(欄部)**

(※) 画面は開発中のもの。また、画面の一部のみ表示。

「原産地証明書利用者登録（OUA）」業務の概要

- ・利用者コード等を登録することで、登録された利用者以外がeC／O情報を照会することや輸入申告で使用することができなくなります。
本業務はeC／O情報の利用者を制限したい場合に活用できます。

N－C／O番号	202209071234ABCD
C／O番号	
eC／Oキー	
国コード	

C／O利用者（輸入者コード等）	

C／O利用者（通関業者等の利用者コード）									
1	1AAAA	2		3		4		5	
6		7		8		9		10	

輸入者（1者）及び通関業者（10者）を登録することが可能です。
なお、「C／O利用者（輸入者コード等）」については、輸入者コード、法人番号による登録が可能です。

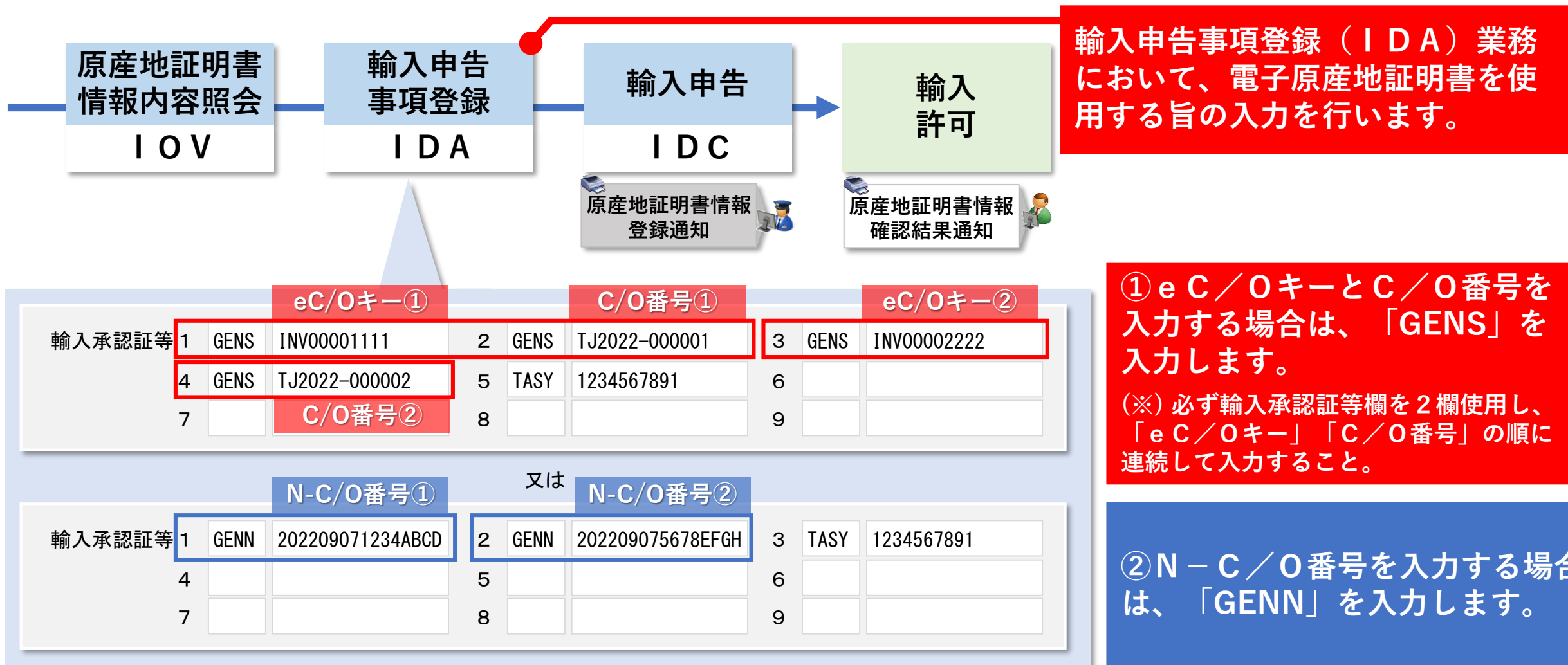
「原産地内取内容仮登録（O A C）」業務の概要

- ・ e C / O の内取内容を登録します。
(内取不要の場合は本業務を実施する必要はありません。)

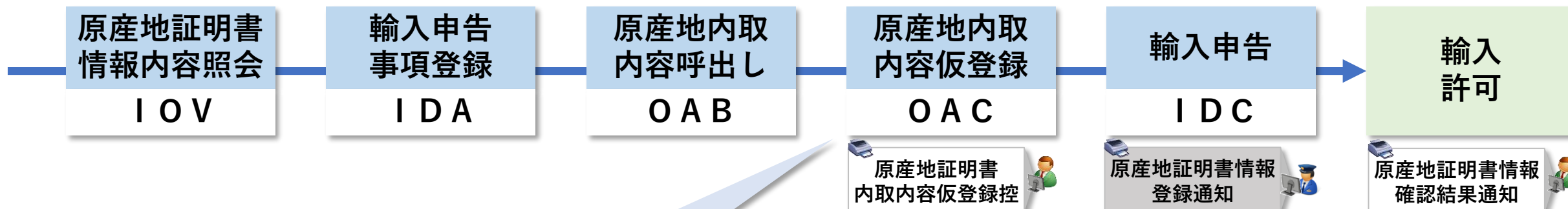
「原産地内取内容仮登録（O A C）」業務を使用して、欄毎に内取り登録を行います。

申告等番号（仮登録）	12345678901				
欄番号	1	品名	GOODS NAME		
HS 番号	850710				
重量（グロス）	200	KGM	数量	100	C62
梱包種類	5M	梱包個数	2	B37	残存量
内取方法					
内取内容登録					
内取方法（仮登録）			内取量（仮登録）		
1: 全量内取 2: 重量内取 3: 数量内取			50		

(1) 1 申告で e C / O の全量を使用して輸入申告する場合



(2) e C / O の一部を内取りして輸入申告する場合



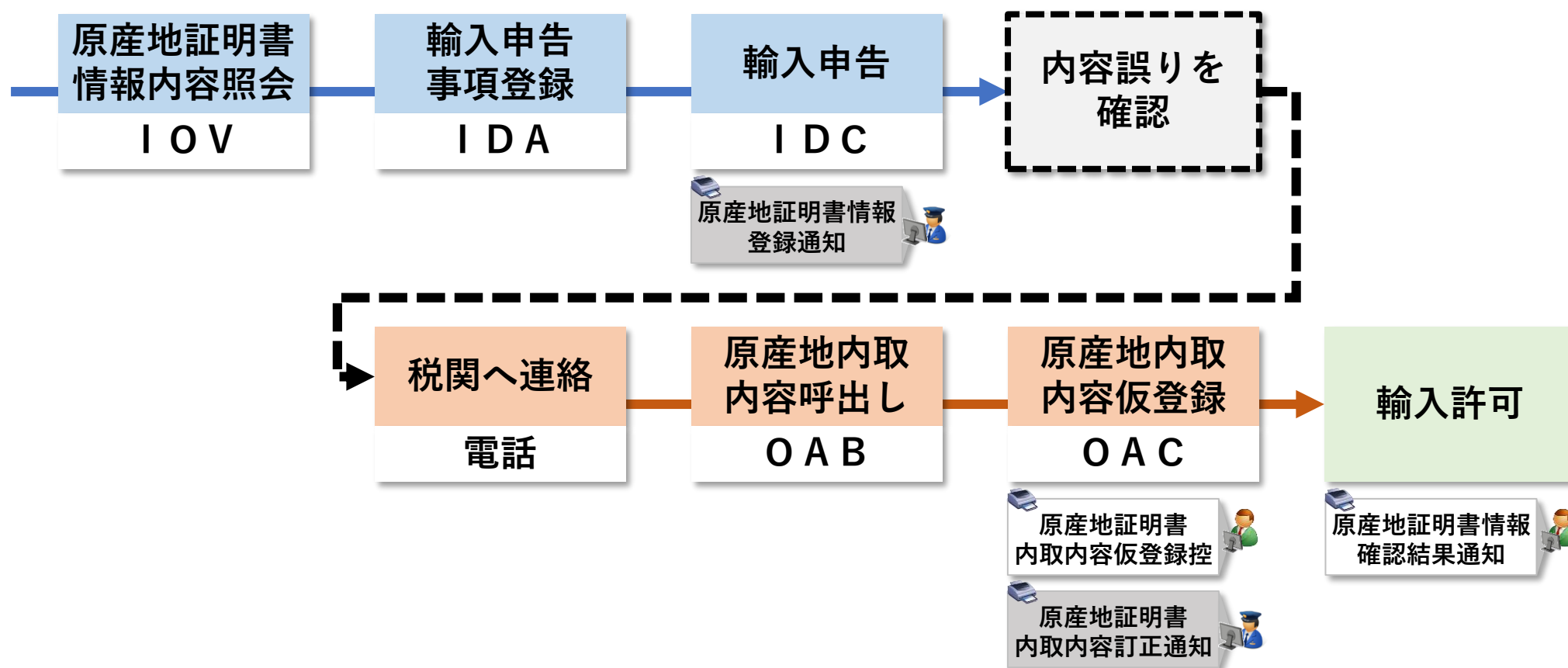
欄番号	1	品名	GOODS NAME				
HS 番号	850710						
重量 (グロス)	200	KGM	数量	100	C62		
梱包種類	5M	梱包個数	2	B37	残存量		内取方法

内取内容登録

内取方法 (仮登録)	1: 全量内取 2: 重量内取 3: 数量内取	内取量 (仮登録)	50
------------	--	-----------	----

「原産地内取内容仮登録 (O A C)」業務において内取内容を仮登録します。

(3) e C / O の全量を使用して輸入申告したが、審査終了前(※)に内取りが必要であったことが判明した場合



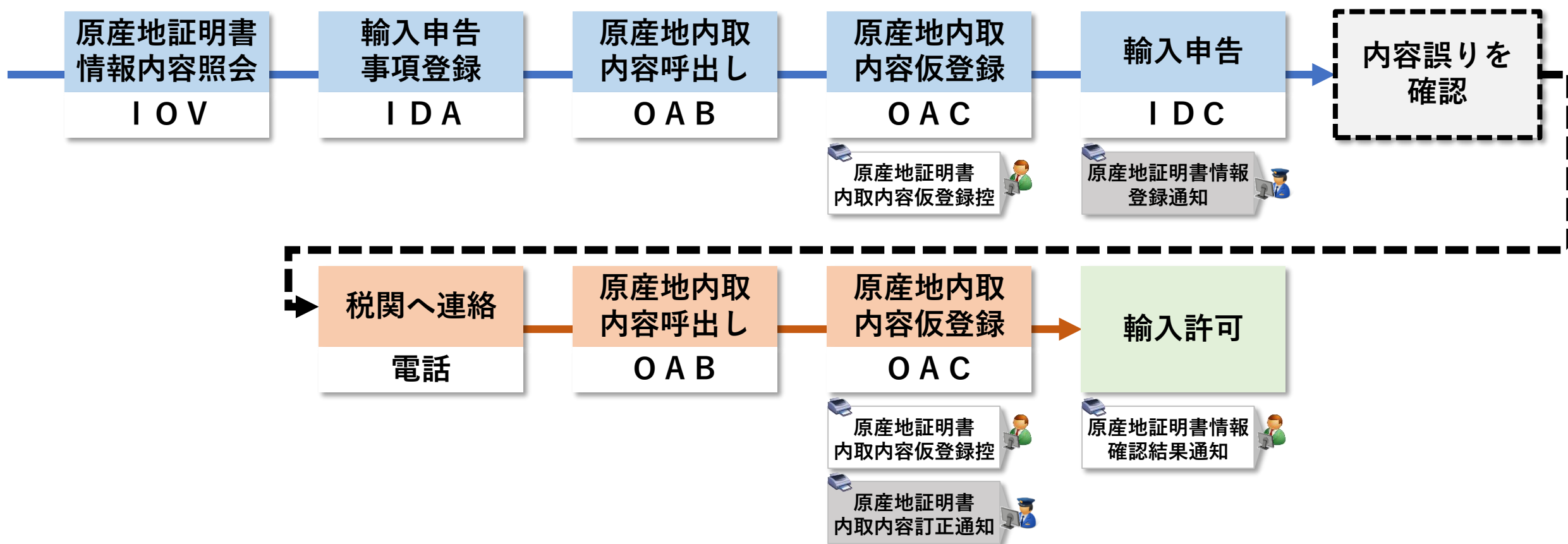
(※) 予備審査、BP審査終了を除く。

< 参考 > 訂正時の入力画面イメージ

欄番号	1	品名	GOODS NAME					
HS 番号	850710							
重量 (グロス)		200	KGM	数量	100	C62		
梱包種類	5M	梱包個数	2	B37	残存量		内取方法	申告内取
内取内容登録								
内取方法 (仮登録)		3: 数量内取		内取量 (仮登録)				
内取内容								
処理区分	申告等番号	輸入申告年月日	内取量	確認状態	申告官署	輸入許可年月日		
001	A	1234567890	20220817	50	R	1A		

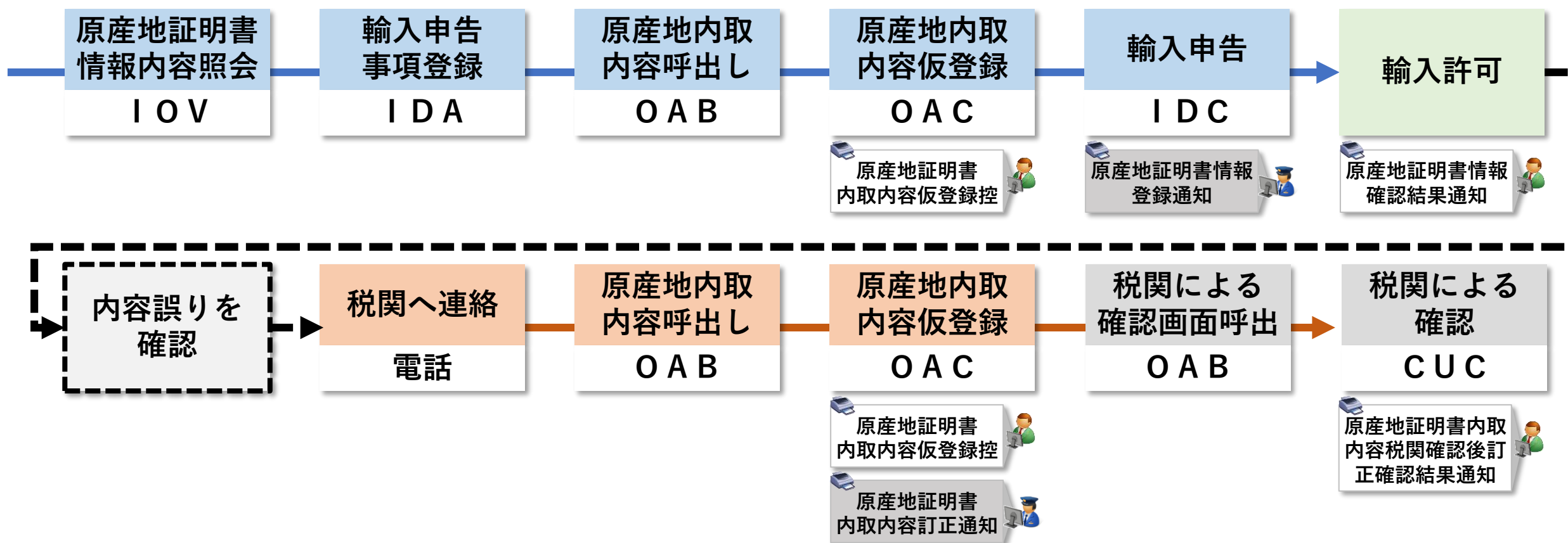
「原産地内取内容仮登録 (OAC)」業務において内取内容を訂正します。

(4) e C / O の一部を内取りして輸入申告したが、審査終了前^(※)に内取り内容が誤っていたことが判明した場合



(※) 予備審査、BP審査終了を除く。

(5) 輸入許可後に内取り内容が誤っていたことが判明した場合



業務コード	業務名称	入力者 (業務可能業種)	業務概要
O U A	原産地証明書利用者登録	通関業、輸出入者	e C / O を照会及び輸入申告することが可能な利用者（e C / O 利用者）を制限する場合に実施する。
O U B	原産地証明書利用者登録呼出し	通関業、輸出入者	O U A 業務にて登録・変更を行う e C / O 利用者を呼び出す場合に実施する。
O A C	原産地内取内容仮登録	通関業、輸出入者	e C / O を使用する輸入申告を「輸入申告事項登録(I D A)」業務で登録した後、輸入申告までに e C / O の内取り内容を登録するために実施する。 内取りを行う必要が無い（1 度の輸入申告で e C / O を全て利用する）場合は本業務の実施を省略可能。
O A B	原産地内取内容呼出し	通関業、輸出入者	O A C 業務に先立ち、e C / O の情報及び e C / O の内取り情報を呼び出すために実施する。
I O V	原産地証明書情報内容照会	通関業、輸出入者	e C / O の情報及び e C / O の内取り情報を照会又は帳票形式で出力する場合に実施する。 O U A 業務にて e C / O 利用者が登録されている場合には、当該利用者のみが実施できる。

4. 対象業務一覧（変更業務）

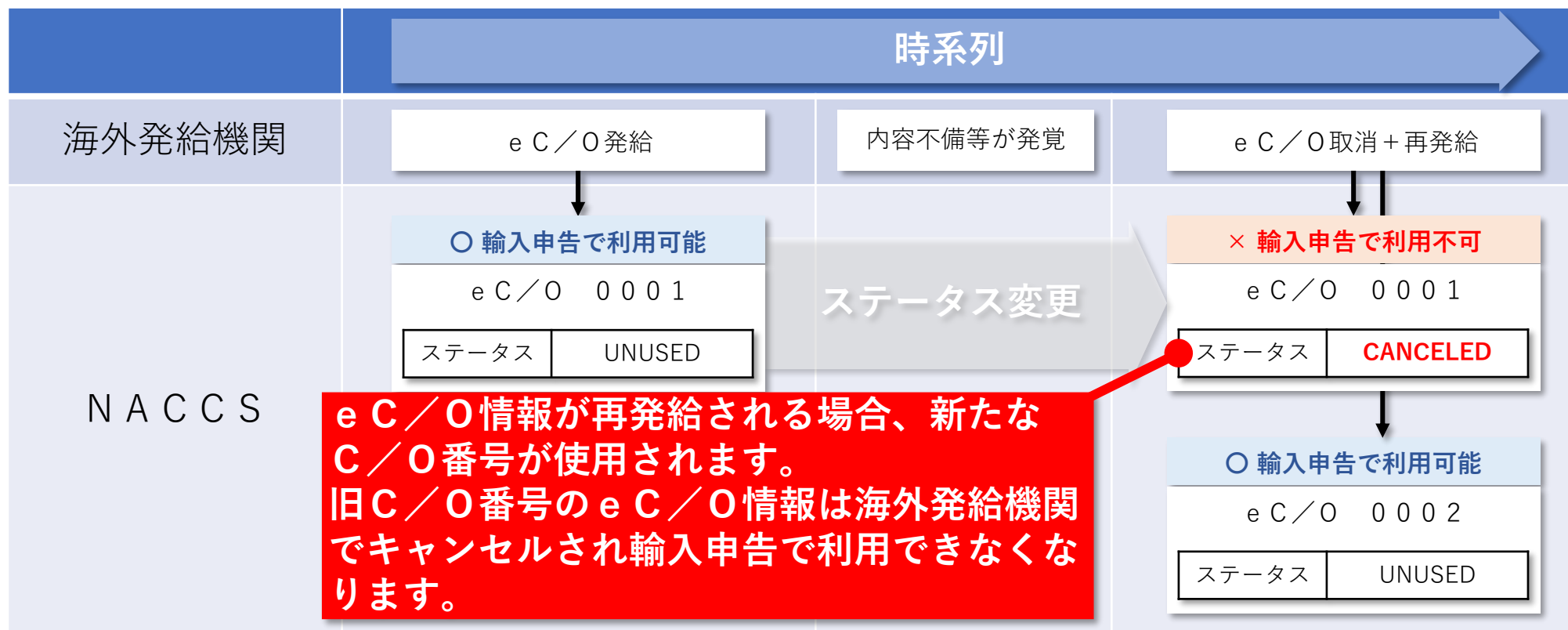
業務コード	業務名称	入力者 (業務可能業種)	変更概要				
I D A	輸入申告事項登録	通関業	「輸入承認証等識別」欄及び「輸入承認証番号等」欄に e C / O を使用する旨の入力を行えるようにする。 e C / O を使用する場合に入力する「輸入承認証等識別コード」は以下のとおり。 <table><tr><td>G E N N</td><td>「N - C / O 番号」を入力する場合</td></tr><tr><td>G E N S</td><td>「e C / O キー」及び「C / O 番号」を入力する場合</td></tr></table>	G E N N	「N - C / O 番号」を入力する場合	G E N S	「e C / O キー」及び「C / O 番号」を入力する場合
G E N N	「N - C / O 番号」を入力する場合						
G E N S	「e C / O キー」及び「C / O 番号」を入力する場合						
I D A 0 1	輸入申告変更事項登録	通関業					
S W A	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	通関業					
I D C	輸入申告	通関業	e C / O を使用する旨の入力が行われた場合、e C / O 情報のチェックを行う。 また、輸入許可になった場合は、e C / O の内取り内容が確定した旨の登録を行い、「原産地証明書情報確認結果通知情報」を出力する。				
I D E	輸入申告変更	通関業					
S W C	シングルウィンドウ輸入申告	通関業					

業務コード	業務名称	入力者 (業務可能業種)	変更概要
T K A 0 1	一括特例申告事項登録	通関業	「輸入承認証等識別」欄及び「輸入承認証番号等」欄に e C / Oを使用する旨の <u>入力がされていない</u> ことを確認する。
M W A	石油製品等移出（総保出）輸入申告 事項登録	通関業	
M W A 0 1	石油製品等移出（総保出）輸入申告 変更事項登録	通関業	

（※）税関専用業務等の記載は省略しています。

5. その他（原産地証明書の再発給）

内容不備等で e C / O が再発給される場合は、新たな C / O 番号で再発給されます。旧 C / O 番号の e C / O はキャンセルされます。



e C / O 情報は暗号化通信等により情報セキュリティを確保したうえで連携されます。



(※)接続試験及びパイロット運用の時期は現時点の想定です。

本資料に係るご質問等は、お手数ですが以下の宛先までお問い合わせ下さい。



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）

システム運用部 運用企画課 eCO担当

電子メール：e-co@naccs.jp

（件名の先頭に【資料問合せ】と入力してください。）

本資料中第1部に記載する原産地証明書データ交換の取組に関するお問い合わせにつきましては、以下へご連絡ください。



財務省関税局関税課原産地規則室

電話：03-3581-4111（内線 5070、5705）